

「港南台第一小学校いじめ防止基本方針」

平成26年 3月17日 策定
令和6年 3月22日 改定

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

<p>・法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当核児童生徒が在籍化する学校に在籍している等当核児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行動（インターネットを通じて行われることも含む。）であって、当核行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。</p>

〈 法第2条 〉

②いじめ防止等に向けての基本理念

・すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人とのかかわりの中で、事故の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所とさて機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとっていじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

①いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

③子どもの健全育成を図りいじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

④子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成メンバー

・学校長・副校長・児童支援専任・教務主任・養護教諭・校内支援委員会メンバー
(必要に応じて・スクールカウンセラー・心理や福祉等の専門家の参加を求める。)

②委員会の運営

- ・「学校いじめ防止委員会」を設置し、月1回以上、定期的に開催する。
また、いじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の保管を行う。
- ・校内人権委員会との連携を図る。

③委員会の活動内容

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。

《 具体的活動内容 》

○未然防止

- ・いじめの未然防止の為、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

○早期発見・事案対応

- ・いじめの相談・通報窓口の設置 (相談室・学習室)
- ・いじめの早期発見・事案対応の為、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録の共有。 (学年・校内支援委員会の活用)
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、児童に対してのアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応。

○取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止などに関する校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実態に即して適切に機能しているかについて点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対応

①未然防止

- ・重点研究会を中心とした授業力の向上と児童の学習力の向上の育成。
- ・校内支援委員会と連携した定期的な児童についての情報交換。
- ・児童主体の活動の支援(人権会議・縦割り活動・児童会活動等)
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用。

②早期対応

大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しての取り組み。

- ・学校いじめ防止委員会を中心にした、組織的な対応と関係機関との連携。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制作り。(情報共有の推進)
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施。
- ・定期的な教育相談の実施。・保護者、地域、関係機関との連携。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進。

③いじめに対する措置

- ・学校いじめ防止委員での情報共有と対応方針の決定、記録。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害者児童及び保護者への指導・支援。
- ・保護者の協力、警察関係等関係機関との連携。

④いじめの解消

いじめ解消の状態とは、少なくとも二つ以上の要因が満たされる事が必要。

○いじめの行為が3ヶ月止んでいること(目安として)

相当の期間が経過するまでいじめを受けた児童・行った児童それぞれの様子を含め状況の注視し期間を過ぎた段階で判断する。行為が止んでいない場合は改めて、相当期間の設定する。

○いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り抜きいじめの解消にいたるまで、支援の持続確実に行う。

また、いじめの再発の可能性も踏まえ当該児童について日常的に教職員全体で注意深く観察する。

⑤教職員などへの研修

○年間計画に基づいて児童指導研修、人権研修、問題行動研修の実施。

- ・YPアセスメント・「いじめ」根絶！横浜メゾットの活用を通して、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係を捉える教職員の能力を高める実践的な研修、法の確実な運用を行う為の研修の実施

⑥学校運営協議会などの活用

- ・「学校運営協議会」や「港南台第一中学校区学校・家庭・地域連携事業」において、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組んでいく。

⑦ 取り組みの年間計画

月	いじめ防止対策委員会動内容	学校行事
4	年間計画、引き継ぎ、いじめ防止の窓口の周知、基本方針の説明、児童理解研修、学級開き、授業作り	入学式、授業参観・懇談会、家庭訪問 学校説明会、保護者ボランティア活動 開始
5	新体力テスト、YPアセスメントの実施、子ども人権会議の年間活動計画	家庭訪問、
6	YPアセスメントの分析と指導の方向性確認	授業参観・懇談会

7	情報モラル教育（高学年・保護者対象）	個人面談
8	横浜子ども会議話し合い①、児童指導・人権研修夏 の問題行動の情報収集	
9	休み中の情報収集	懇談会
10	YPアセスメント実施②分析と指導の方向性確認	スポーツフェスタ
11	学校生活アンケート 横浜子ども会議話し合い②	子ども会議取り組み発表
12	人権週間、いじめ防止月間の取り組み、いじめ解決 一斉キャンペーン（アンケート・面談）	個人面談
1・2	いじめ防止アンケートの分析と対応	授業参観・懇談会
3	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会・校内支援委員会 （月1回・随時）	あいさつ運動

4 重大事態への対処

① 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第一項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は、財産に重大な損害があると認めるとき」（同項第一号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第二号）とされている。

② 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）直ちに教育委員会に報告する。

③ 【調査】

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から、どのような態様、いじめに至った背景事情としてどのような問題があったか、学校、教職員の対応、事実関係を可能な限り網羅的に（再発防止を視野に入れて）明確にする。

④ 【調査結果の提供及び報告】

いじめを受けた児童やいじめを行った児童とその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明をする。情報の提供にあたっては、学校は他の児童のプライバシーに配慮し関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。調査結果の報告については、教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回の点検を行い、必要に応じて組織や取り組みなどの見直しを行う。(PDCAサイクル) 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

○参考資料

- (1) 「横浜市いじめ防止意本方針」(平成29年10月改定)
- (2) 「いじめの防止などのための基本的な方針」(文部科学省平成29年3月14日)